

寝屋川市マスコット・キャラクター着ぐるみ貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市をPRするに当たり、寝屋川市のマスコット・キャラクター(以下「マスコット・キャラクター」という。)の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸与することにより、寝屋川市のマスコット・キャラクターの普及を推進し、もって寝屋川市のイメージアップに資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 着ぐるみを貸与する対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寝屋川市及び行政機関が主催する事業
- (2) 民間企業等が主催する事業のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健全な市政の推進に寄与すると認められる事業又は寝屋川市との連携協力の下に主催する事業等、寝屋川市のイメージアップに資すると市長が認める事業

(貸与の申込)

第3条 着ぐるみの貸与の申込みをする者(以下「申込者」という。)は、市長に対し寝屋川市マスコット・キャラクター着ぐるみ貸与申込書に必要な書類を添付し、申込みをしなければならない。

2 申込期間は、第7条の貸与期間の初日から起算して3か月前の日の属する月の初日から10日前までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承諾)

第4条 市長は、前条の申込みがあった場合、着ぐるみの貸与を受け、使用しようとする事業の内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 第2条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 寝屋川市の品位又はマスコット・キャラクターのイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

- (3) 着ぐるみが正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治、思想若しくは宗教活動を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が、着ぐるみの貸与について不相当と認めるとき。

2 市長は、着ぐるみの貸与を承諾しないときは、その理由を示した書面を、申込者に通知するものとする。

(貸与場所)

第5条 着ぐるみの貸与及び返却を行う場所は、市役所庁舎（寝屋川市庁舎管理規則（平成26年寝屋川市規則第22号）別表第1号の市役所庁舎をいう。）において行うこととする。

(料金)

第6条 着ぐるみの貸与は、無償とする。

(貸与期間)

第7条 着ぐるみの貸与期間は、原則として、貸与の日から起算して10日を経過する日までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 第4条の規定により、着ぐるみの使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみは、清潔に保ち、丁寧に扱い、及び善良な管理者の注意をもって管理し、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (2) 前条の貸与期間を守り、当該期間内に着ぐるみを返還すること。
- (3) 使用の承諾に係る事業にのみ使用し、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを汚損、破損又は滅失したときは、直ちに市長に報告するとともに、市長の指示に従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱及び寝屋川市の職員の指示に従うこと。

(承諾の取消し)

第9条 市長は、使用者が着ぐるみを適正に使用しないおそれがあり、又は現に適正に使用していないと認めるときは、第4条の規定による使用の承諾を取り消し、使用者に着ぐるみを返還するよう求めるものとする。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの貸与、使用又は承諾の取消し等により生じた損害に対して、寝屋川市は一切その責めを負わない。

(文書等の様式等)

第11条 この要綱に定める文書等の様式は、マスコット・キャラクターの事務を所管する部長が定めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、マスコット・キャラクターの事務を所管する部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。